

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察職員の職の設置に関する規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月25日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

香川県警察職員の職の設置に関する規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程
(香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 香川県警察職員の職の設置に関する規程(平成12年香川県警察本部告示第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号) <u>第56条</u>の規定に基づき、別に定めのあるもののほか、香川県警察に置く職に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号) <u>第52条</u>の規定に基づき、別に定めのあるもののほか、香川県警察に置く職に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察文書公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部生活安全部生活環境課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部刑事部刑事企画課</td> <td>香刑企</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部刑事部捜査第一課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	所 属	記 号	略		香川県警察本部生活安全部生活環境課	略	香川県警察本部刑事部刑事企画課	香刑企	香川県警察本部刑事部捜査第一課	略	略		<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 警察本部長の名で発出する次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 通達 記号については、次の表の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる記号とし、番号については、所属に備付けの文書発送番号簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部生活安全部生活環境課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部刑事部捜査第一課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	所 属	記 号	略		香川県警察本部生活安全部生活環境課	略	香川県警察本部刑事部捜査第一課	略	略	
所 属	記 号																						
略																							
香川県警察本部生活安全部生活環境課	略																						
香川県警察本部刑事部刑事企画課	香刑企																						
香川県警察本部刑事部捜査第一課	略																						
略																							
所 属	記 号																						
略																							
香川県警察本部生活安全部生活環境課	略																						
香川県警察本部刑事部捜査第一課	略																						
略																							

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。